

人権・労働に関するアセスメント結果

大分類	中分類		小分類	お取引先の回答結果				
	評価項目	概要		国内グループ会社		海外グループ会社		
				平均	リスク評価	平均	リスク評価	
人権	1. 人権に関する基本姿勢	国際的な人権に関する規約・規範・基準等を支持・尊重するとともに、自らが人権侵害に加担や助長を行わないための取り組み。 人権に関する主な国際的規約・規範・基準（例）： 世界人権宣言、国連グローバル・コンパクトの10原則、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD多国籍企業行動指針、英国現代奴隷法 等	法令等の認識	4.2	Excellent	4.5	Outstanding	
			方針・考え方	3.5	Low Risk	4.2	Excellent	
			体制・責任の明確化	3.6	Low Risk	4.2	Excellent	
	2. 人権尊重・差別禁止	人権を尊重し、人種、国籍、性別、性的指向、年齢、家系、宗教、民族、移民、等をはじめ、児童、高齢者、障がい者、先住民族、貧困者、HIV/エイズ感染者、等を差別せず、自社の意思決定や事業活動をしている。	取り組み・結果の確認	3.9	Low Risk	4.3	Excellent	
			是正の仕組み、状況	3.5	Low Risk	4.2	Excellent	
	3. 人権侵害への加担や助長の抑止	自社の意思決定、事業活動、提供する製品・サービスが、消費者や地域社会に対する人権侵害の加担や助長をしないように十分な配慮をしている。	取り組み・結果の確認	3.6	Low Risk	4.2	Excellent	
			是正の仕組み、状況	3.4	Low Risk	4.2	Excellent	
	4. 先住民の生活・地域社会への尊重と配慮	先住民や少数民族が居住する地域で事業を行うにあたり、その文化や歴史を尊重しつつ、現地法令はもとより国際的な規約・規範等を守ること为先住民の権利に配慮している。また先住民に限らず、当社事業が影響を与える地域社会に配慮した責任ある事業運営を行うように努めている。	取り組み・結果の確認	2.9	Mid Risk	3.6	Low Risk	
			是正の仕組み、状況	2.8	Mid Risk	3.5	Low Risk	
	労働	1. 労働慣行に関する基本姿勢	国際的な労働原則に関する規約・規範・基準等を認識し、普遍的な考えとして捉え、職場の基本的原則に適用している。 労働原則に関する主な国際的規約・規範・基準（例）： 世界人権宣言、ILO中核的労働基準、国連グローバル・コンパクトの10原則、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD多国籍企業行動指針、英国現代奴隷法 等	法令等の認識	4.2	Excellent	4.8	Outstanding
				方針・考え方	3.7	Low Risk	4.2	Excellent
				体制・責任の明確化	3.8	Low Risk	4.2	Excellent
2. 人材雇用における差別の禁止		人種、国籍、性別、性的指向、年齢、家系、宗教、民族、移民、障がいの有無等、本人の能力・適性など合理的な要素から採用判断を行うことで、雇用時の差別をしていない。	取り組み・結果の確認	4.3	Excellent	4.5	Outstanding	
			是正の仕組み、状況	4.0	Excellent	4.6	Outstanding	
3. 人材育成やキャリアアップ等に関する平等な機会提供		昇進・昇格や研修受講などに際しては、平等で公平性を重んじ、人種、国籍、性別、性的指向、年齢、家系、宗教、民族、移民、障がいの有無、配偶者の有無、健康状態等、を理由とした機会提供の判断を行っていない。	取り組み・結果の確認	4.4	Excellent	4.5	Outstanding	
			是正の仕組み、状況	4.2	Excellent	4.3	Excellent	
4. 非人道的な行為の禁止		人権を尊重し、虐待、体罰、ハラスメント（嫌がらせ）など、非人道的なあらゆる行為を禁止している。	取り組み・結果の確認	4.5	Excellent	4.6	Outstanding	
			是正の仕組み、状況	4.3	Excellent	4.6	Outstanding	
5. 適正な賃金の支払い		事業を行う国や地域の法定最低賃金を順守し、適切な労使合意内容に基づき、時間外労働等に対する割増賃金や支払方法等の公正な適用を行っている。	取り組み・結果の確認	4.8	Outstanding	4.9	Outstanding	
			是正の仕組み、状況	4.6	Outstanding	4.8	Outstanding	
6. 適正な労働時間、休暇等の付与		法定はもとより、適切に労使間で合意された労働時間を順守し、適切に管理している。また、有給休暇とともに、1週間で1日以上以上の休日を付与するように適切な休暇取得の管理を行っている。	取り組み・結果の確認	4.8	Outstanding	4.9	Outstanding	
			是正の仕組み、状況	4.7	Outstanding	4.8	Outstanding	
7. 強制労働の禁止		本人の意思に反する就労、離職の自由が制限される労働、不当な拘束手段（身分証明書等を預けさせる行為や、預託金の要求等）を用いた労働、時間外労働の強制等を行っていない。	取り組み・結果の確認	4.5	Outstanding	4.6	Outstanding	
			是正の仕組み、状況	4.3	Excellent	4.5	Excellent	
8. 児童労働の禁止		事業を行う国や地域の法定就労年齢に満たない児童を雇用していない。また適正に雇用した児童についても、健康、安全、道徳を損なうような就労をさせていない。	取り組み・結果の確認	4.5	Excellent	4.8	Outstanding	
			是正の仕組み、状況	4.2	Excellent	4.7	Outstanding	
9. 事業を行う国や地域の宗教的な伝統や慣習の尊重		事業を行う国や地域の伝統や文化・慣習とともに、労働者個人の宗教的な伝統や慣習等を尊重し、就労規則等においても配慮するように努めている。	取り組み・結果の確認	3.8	Low Risk	4.4	Excellent	
			是正の仕組み、状況	3.6	Low Risk	4.3	Excellent	
10. 結社の自由と団体交渉権の尊重		労働者が、あらゆる報復・脅迫・嫌がらせ等を受けず、結社や労働組合に加入する自由を認めている。また、抗議行動を行う自由を尊重し、適切な労使対話の機会を設けている。	取り組み・結果の確認	4.0	Low Risk	4.2	Excellent	
			是正の仕組み、状況	3.8	Low Risk	4.2	Excellent	
11. 労働者の安全衛生、健康に関する適切な管理	業務に起因する怪我や交通事故、化学物質・騒音・悪臭などの人体に有害な影響等の労働災害の発生リスクを把握し、適切な予防・安全対策等を講じている。また、身体的な症状のみならず、精神面の症状（メンタルヘルス）にも配慮した対策も講じている。	取り組み・結果の確認	4.8	Outstanding	4.8	Outstanding		
		是正の仕組み、状況	4.7	Outstanding	4.9	Outstanding		